

○議 題

- 議案第49号 選挙人名簿から抹消する者に関する専決処分の承認を求めることについて
- 議案第50号 選挙人名簿に登録する者に関する専決処分の承認を求めることについて
- 議案第51号 在外選挙人名簿に登録する者に関する専決処分の承認を求めることについて
- 議案第52号 在外選挙人名簿への登録の移転をする者に関する専決処分の承認を求めることについて
- 議案第53号 参議院議員通常選挙における期日前投票所の指定及び設置期間に関する専決処分の承認を求めることについて
- 議案第54号 参議院議員通常選挙において在外選挙人名簿に登録された者が投票を行う期日前投票所の指定に関する専決処分の承認を求めることについて
- 議案第55号 参議院議員通常選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更に関する専決処分の承認を求めることについて
- 議案第56号 参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任に関する専決処分の承認を求めることについて
- 議案第57号 参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票立会人の選任に関する専決処分の承認を求めることについて
- 議案第58号 参議院議員通常選挙における投票所の指定に関する専決処分の承認を求めることについて
- 議案第59号 参議院議員通常選挙における開票の場所及び日時に関する専決処分の承認を求めることについて
- 議案第60号 参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時に関する専決処分の承認を求めることについて
- 議案第61号 参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人を定めるくじの方法に関する専決処分の承認を求めることについて
- 議案第62号 参議院議員通常選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任に関する専決処分の承認を求めることについて
- 議案第63号 参議院議員通常選挙における投票立会人の選任に関する専決処分の承認を求めることについて
- 議案第64号 参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任に関する専決処分の承認を求めることについて

○その他 投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの実施

次回開催日 令和7年7月17日（木）18：00～ 区長応接室
次々回開催日 令和7年7月20日（日）10：00～ 区長応接室

議案第49号

選挙人名簿から抹消する者に関する専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和7年7月3日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

専決第3号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する必要があるが生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年7月2日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

1	抹消する者の数	636人
	内訳	
	死亡者	100人
	国籍喪失者	0人
	市外転出者	534人
	登録移転者	2人
	誤載者	0人
	一般誤載者	0人
	重複登録者	0人
	住民票職権消除者	0人
	判決の確定による者	0人
2	抹消する者の氏名等	別紙のとおり
3	抹消年月日	令和7年7月2日

(根拠)

専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。

第百三十七条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至ったとき。
- 三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- 四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

参考

1. 抹消基準日 令和7年7月2日

2. 抹消者の内訳

単位：人

区分	死亡者	転出者	登録 移転者	誤載者	計
男	49	238	0	0	287
女	51	296	2	0	349
計	100	534	2	0	636

議案第50号

選挙人名簿に登録する者に関する専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和7年7月3日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

専決第4号

選挙人名簿に登録する者について

令和7年7月2日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年7月2日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

- | | |
|-------------|----------|
| 1 登録する者の数 | 2,529人 |
| 2 登録する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 登録年月日 | 令和7年7月2日 |

(根拠)

専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。

第百三十七条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

議決 公職選挙法第22条第3項の規定による。

(登録)

第二十二條

3 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合には、政令で定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定める日(以下この条において「選挙時登録の基準日」という。)現在(当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、当該選挙の期日現在)により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該選挙時登録の基準日に選挙人名簿に登録しなければならない。

議案第51号

在外選挙人名簿に登録する者に関する専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和7年7月3日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

専決第5号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年7月2日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

- 1 登録する者の数 1人

- 2 登録する者の氏名等 別紙のとおり

- 3 登録年月日 令和7年7月2日

(根拠)

専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。

第百三十七条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

議決 公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

第三十条の六 市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の規定による申請をした者が当該市町村の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

議案第52号

在外選挙人名簿への登録の移転をする者に関する専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和7年7月3日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

専決第6号

在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年7月2日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

- 1 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の数
2人
- 2 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する年月日
令和7年7月2日

(根拠)

専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。

第百三十七条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

議決 公職選挙法第30条の6第2項の規定による。

(在外選挙人名簿の登録等)

第三十条の六

- 2 市町村の選挙管理委員会は、前条第四項の規定による申請をした者が当該市町村における第三十条の四第二項に定める在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格(第三十条の十三第二項において「在外選挙人名簿の被登録移転資格」という。)を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなければならない。

議案第53号

参議院議員通常選挙における期日前投票所の指定及び設置期間に関する専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和7年7月3日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

専決第7号

参議院議員通常選挙における期日前投票所の指定及び設置期間について

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙における中央区の期日前投票所及びその設置期間を次のように指定する必要があるが生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年7月2日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

期 日 前 投 票 所	設 置 期 間
福岡市中央区大名二丁目5番31号 福岡市中央区役所3階大会議室	令和7年7月4日から 令和7年7月19日まで
福岡市中央区笹丘一丁目28番74号 イオンスタイル笹丘2階多目的スペース	令和7年7月14日から 令和7年7月18日まで
福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所1階市民ロビー	令和7年7月12日から 令和7年7月19日まで

(根拠)

専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。

第三十七条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

議決 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第39条の規定による。

第四十八条の二

6 第三十九条から第四十一条まで及び第五十八条から第六十条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十九条	市役所	選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間 (二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、一の期日前投票所を除き、 市町村の選挙管理委員会の指定した期間)、市役所
-------	-----	--

【参考 読替後の第39条】

第三十九条 投票所は、選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間
(二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、一の期日前投票所を除き、市町村の選挙管理委員会
の指定した期間)、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

告示 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第41条の規定による。

第四十一条第一項	から少なくとも五日前に、投票所	の公示又は告示の日に、期日前投票所の場所(二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間)
第四十一条第二項	投票所	期日前投票所
	選挙の当日を除く外、市町村	市町村

【参考 読替後の第41条】

第四十一条 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日に、期日前投票所の場所(二以上の期日前投票所を設ける場合にあつては、期日前投票所の場所及び当該期日前投票所を設ける期間)を告示しなければならない。

2 天災その他避けることのできない事故に因り前項の規定により告示した期日前投票所を変更したときは、市町村の選挙管理委員会は、前項の規定にかかわらず、直ちにその旨を告示しなければならない。

福市中選告示第 号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における中央区の期日前投票所及びその設置期間を次のように指定した。

令和7年7月3日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

期 日 前 投 票 所	設 置 期 間
福岡市中央区大名二丁目5番31号 福岡市中央区役所3階大会議室	令和7年7月4日から 令和7年7月19日まで
福岡市中央区笹丘一丁目28番74号 イオンスタイル笹丘2階多目的スペース	令和7年7月14日から 令和7年7月18日まで
福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所1階市民ロビー	令和7年7月12日から 令和7年7月19日まで

議案第54号

参議院議員通常選挙において在外選挙人名簿に登録された者が投票を行う期日前投票所の指定に関する専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和7年7月3日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

専決第8号

参議院議員通常選挙において在外選挙人名簿に登録された者が投票を行う期日前投票所の指定について

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙において、中央区の在外選挙人名簿に登録された者が投票を行う期日前投票所を次のように指定する必要があるが生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年7月2日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

福岡市中央区大名二丁目5番31号
福岡市中央区役所3階大会議室

(根拠)

専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。

第百三十七条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

議決 公職選挙法第49条の2第4項による読替後の第48条の2第1項の規定による。

(在外投票等)

第四十九条の二

4 在外選挙人名簿に登録されている選挙人で、衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票のうち、第四十八条の二第一項の規定による投票に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第二項の規定は、適用しない。

第四十八条の二第一項	期日前投票所	市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所(次項及び第五項において「指定期日前投票所」という。)
------------	--------	---

【参考 読替後の48条の2第1項】

第四十八条の二 選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の投票については、第四十四条第一項の規定にかかわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、市町村の選挙管理委員会の指定した期日前投票所(次項及び第五項において「指定期日前投票所」という。)において、行わせることができる。

- 一 職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること。
- 二 用務(前号の総務省令で定めるものを除く。)又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。
- 三 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥じよくにあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院に収容されていること。
- 四 交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在をすること。
- 五 その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。
- 六 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。

告示 公職選挙法施行令第65条の13第4項の規定による。

(在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例)

第六十五条の十三

4 市町村の選挙管理委員会は、法第四十九条の二第四項の規定により読み替えて適用される法第四十八条の二第一項の規定により期日前投票所を指定したとき、又は法第四十九条の二第三項の規定により共通投票所を指定したときは、直ちにこれを告示しなければならない。

福市中選告示第 号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙において、中央区の在外選挙人名簿に登録された者が投票を行う期日前投票所を次のように定めた。

令和7年7月3日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

福岡市中央区大名二丁目5番31号
福岡市中央区役所3階大会議室

議案第55号

参議院議員通常選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更に関する専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和7年7月3日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

専決第9号

参議院議員通常選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のように変更する必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年7月2日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

1 開く時刻及び閉じる時刻の変更を行う期日前投票所並びに当該時刻

期 日 前 投 票 所	開く時刻	閉じる時刻
イオンスタイル笹丘2階多目的スペース	午前10時	午後7時
福岡市役所1階市民ロビー	午前10時	午後7時

2 変更理由

イオンスタイル笹丘2階多目的スペース及び福岡市役所1階市民ロビーについては、増設設置するものであり、中央区役所に設置した期日前投票所において変更を行わずに設置しているため、選挙人の利便向上に最も効果が見込まれる時間帯に設置するもの

(根拠)

専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。

第百三十七条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

議決 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第1項の規定による。

第四十八条の二

6 第三十九条から第四十一条まで及び第五十八条から第六十条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十条第一項	午前七時	午前八時三十分
---------	------	---------

【参考 読替後の第40条第1項】

(投票所の開閉時間)

第四十条 投票所は、午前八時三十分に関き、午後八時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情のある場合又は選挙人の投票に支障を来さないとして認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時刻を二時間以内の範囲内において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を四時間以内の範囲内において繰り上げることができる。

告示 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第2項の規定による。

第四十八条の二

6 第三十九条から第四十一条まで及び第五十八条から第六十条までの規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四十条第二項	通知し、かつ、市町村の議会の議員又は長の選挙以外の選挙にあつては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければ	通知しなければ
---------	--	---------

【参考 読替後の第40条第2項】

(投票所の開閉時間)

第四十条

2 市町村の選挙管理委員会は、前項ただし書の場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票所の投票管理者に通知しなければならない。

福市中選告示第 号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のように変更する。

令和7年7月3日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

期 日 前 投 票 所	開く時刻	閉じる時刻
イオンスタイル笹丘2階多目的スペース	午前10時	午後7時
福岡市役所1階市民ロビー	午前10時	午後7時

議案第56号

参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任に関する専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和7年7月3日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

専決第10号

参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任
について

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙における中央区の期日前投票所の投票
管理者及びその職務代理者を次のように選任する必要が生じたが、急施を要し、委員会を
招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のとおり専決処
分する。

令和7年7月2日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

別紙のとおり

(根拠)

専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。

第百三十七条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。
--

議決 公職選挙法第37条第2項及び第4項並びに同法施行令第24条第1項及び第4項の規定による。

公職選挙法
(投票管理者)

第三十七条

2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。

公職選挙法施行令

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第二十四条 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

4 参議院議員の選挙において、選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合には、市町村の選挙管理委員会は選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を代理すべき者に、市町村の選挙管理委員会の委員長は選挙区選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者を同時に比例代表選出議員の選挙の投票管理者の職務を管掌すべき者に選任することができる。

告示 公職選挙法施行令第49条の7による読替後の第25条の規定による。

公職選挙法施行令

(期日前投票における関係規定の適用の特例)

第四十九条の七 法第四十八条の二第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第二十九条第二項の規定は、適用しない。

第二十五条	第三十七条第二項	第四十八条の二第五項の規定により読み替えて適用される法第三十七条第二項
	氏名	氏名並びにその者が職務を行うべき日

【参考 読替後の第25条】

(投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

第二十五条 市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名並びにその者が職務を行うべき日(二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間)を告示しなければならない。ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもつて当該住所の全部の告示に代えることができる。

福市中選告示第 号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における中央区の期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任した。

令和7年7月3日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

別紙のとおり

議案第57号

参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票立会人の選任に関する専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和7年7月3日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

専決第11号

参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票立会人の選任について

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙における中央区の期日前投票所の投票立会人を次のように選任する必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年7月2日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

別紙のとおり

(根拠)

専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。

第百三十七条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

議決 公職選挙法第48条の2第5項による読替後の第38条第1項の規定による。

公職選挙法
(期日前投票)
第四十八条の二

5 第一項の規定により期日前投票所において投票を行わせる場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とし、第三十七条第七項及び第五十七条の規定は、適用しない。

第三十八条第一項	二人以上五人以下	二人
	前三日まで	の公示又は告示の日

【参考 読替後の第38条第1項】

(投票立会人)

第三十八条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、二人の投票立会人を選任し、その選挙の期日の公示又は告示の日に、本人に通知しなければならない。

議案第58号

参議院議員通常選挙における投票所の指定に関する専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和7年7月3日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

専決第12号

参議院議員通常選挙における投票所の指定について

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙における中央区の各投票区の投票所を次のように指定する必要があるが生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年7月2日

福岡市中央区選挙管理委員会

委員長 楠 正 信

投 票 区	投	票	所
春吉第一	中央区春吉一丁目17番38号	春吉小学校講堂兼体育館	1階多目的ホール
春吉第二	中央区春吉一丁目17番13号	春吉公民館	
警固第一	中央区警固一丁目11番1号	警固小学校講堂兼体育館	
警固第二	中央区警固一丁目11番2号	警固公民館	
大名	中央区大名二丁目5番31号	中央区役所	1階ロビー
赤坂	中央区赤坂二丁目5番20号	赤坂小学校講堂兼体育館	
舞鶴	中央区舞鶴二丁目6番1号	舞鶴公民館	
箕子第一	中央区大手門三丁目15番3号	りすのこスクエア内	すのこハウス
箕子第二	中央区大手門三丁目10番7号	箕子公民館	
当仁第一	中央区荒戸三丁目3番39号	市民福祉プラザ	1階ロビー
当仁第二	中央区唐人町三丁目1番45号	当仁小学校	多目的教室
南当仁第一	中央区鳥飼二丁目4番61号	南当仁小学校	講堂兼体育館
南当仁第二	中央区地行浜二丁目1番18号	福岡中央特別支援学校	講堂兼体育館
南当仁第三	中央区鳥飼三丁目7番14号	鳥飼倶楽部	
高宮	中央区白金二丁目15番40号	高宮小学校	講堂兼体育館
一本木	中央区大宮二丁目2番11号	高宮公民館	
平尾	中央区平尾三丁目29番23号	平尾公民館	
草ヶ江	中央区草香江二丁目3番5号	草ヶ江小学校	講堂兼体育館
小笹	中央区小笹四丁目5番1号	小笹団地	集会所
梅光園	中央区梅光園団地8番	アーベインルネス梅光園	8号棟集会所
福浜	中央区福浜一丁目2番1号	福浜小学校	講堂兼体育館
小笹南	中央区平和五丁目13番1号	小笹小学校	放課後児童クラブ室
笹丘	中央区笹丘二丁目25番1号	笹丘小学校	講堂兼体育館
薬院	中央区平尾三丁目29番1号	平尾小学校	講堂兼体育館
六本松	中央区六本松一丁目11番1号	草ヶ江公民館	

(根拠)

専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。

第百三十七条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

議決 公職選挙法第39条の規定による。

公職選挙法

(投票所)

第三十九条 投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

告示 公職選挙法第41条第1項の規定による。

(投票所の告示)

第四十一条 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日から少くとも五日前に、投票所を告示しなければならない。

福市中選告示第 号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における中央区の各投票区の投票所を次のように指定した。

令和7年7月3日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

投 票 区	投	票	所
春吉第一	中央区春吉一丁目17番38号	春吉小学校講堂兼体育館	1階多目的ホール
春吉第二	中央区春吉一丁目17番13号	春吉公民館	
警固第一	中央区警固一丁目11番1号	警固小学校講堂兼体育館	
警固第二	中央区警固一丁目11番2号	警固公民館	
大名	中央区大名二丁目5番31号	中央区役所	1階ロビー
赤坂	中央区赤坂二丁目5番20号	赤坂小学校講堂兼体育館	
舞鶴	中央区舞鶴二丁目6番1号	舞鶴公民館	
簗子第一	中央区大手門三丁目15番3号	りすのこスクエア内すのこハウス	
簗子第二	中央区大手門三丁目10番7号	簗子公民館	
当仁第一	中央区荒戸三丁目3番39号	市民福祉プラザ	1階ロビー
当仁第二	中央区唐人町三丁目1番45号	当仁小学校	多目的教室
南当仁第一	中央区鳥飼二丁目4番61号	南当仁小学校講堂兼体育館	
南当仁第二	中央区地行浜二丁目1番18号	福岡中央特別支援学校講堂兼体育館	
南当仁第三	中央区鳥飼三丁目7番14号	鳥飼倶楽部	
高宮	中央区白金二丁目15番40号	高宮小学校講堂兼体育館	
一本木	中央区大宮二丁目2番11号	高宮公民館	
平尾	中央区平尾三丁目29番23号	平尾公民館	
草ヶ江	中央区草香江二丁目3番5号	草ヶ江小学校講堂兼体育館	
小笹	中央区小笹四丁目5番1号	小笹団地	集会所
梅光園	中央区梅光園団地8番	アーベインルネス梅光園	8号棟集会所
福浜	中央区福浜一丁目2番1号	福浜小学校講堂兼体育館	
小笹南	中央区平和五丁目13番1号	小笹小学校	放課後児童クラブ室
笹丘	中央区笹丘二丁目25番1号	笹丘小学校講堂兼体育館	
薬院	中央区平尾三丁目29番1号	平尾小学校講堂兼体育館	
六本松	中央区六本松一丁目11番1号	草ヶ江公民館	

議案第59号

参議院議員通常選挙における開票の場所及び日時に関する専決処分の承認を求める
ことについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第
2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和7年7月3日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

専決第13号

参議院議員通常選挙における開票の場所及び日時について

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙における中央区開票区の開票の場所及び日時を次のように定める必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年7月2日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

- 1 場所 福岡市中央区赤坂二丁目5番5号
福岡市立中央体育館
- 2 日時 令和7年7月20日 午後9時15分から

(根拠)

専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。

第百三十七条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

議決 公職選挙法第63条の規定による。

(開票所の設置)

第六十三条 開票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

告示 公職選挙法第64条の規定による。

(開票の場所及び日時の告示)

第六十四条 市町村の選挙管理委員会は、予め開票の場所及び日時を告示しなければならない。

福市中選告示第 号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における中央区開票区の開票の場所及び日時を次のように定めた。

令和7年7月3日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

- 1 場所 福岡市中央区赤坂二丁目5番5号
福岡市立中央体育館
- 2 日時 令和7年7月20日 午後9時15分から

議案第60号

参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時に関する専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和7年7月3日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

専決第14号

参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について

令和7年7月20日執行予定の参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙につき、中央区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじを行う場所及び日時を次のように定める必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年7月2日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

- 1 場所 福岡市中央区大名二丁目5番31号
福岡市中央区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和7年7月17日 午後6時から

(根拠)

専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。

第百三十七条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

議決及び告示 公職選挙法第62条第6項の規定による。

公職選挙法
(開票立会人)
第六十二条

6 第二項、第四項又は前項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、市町村の選挙管理委員会において、予め告示しなければならない。

福市中選告示第 号

令和7年7月20日執行の参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙につき、中央区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじを行う場所及び日時を次のように定めた。

令和7年7月3日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

- 1 場所 福岡市中央区大名二丁目5番31号
福岡市中央区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和7年7月17日 午後6時から

議案第61号

参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人を定めるくじの方法に関する専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和7年7月3日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

専決第15号

参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票立会人を定めるくじの方法について

令和7年7月20日執行予定の参議院福岡県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙につき、中央区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじの方法を次のように定める必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年7月2日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

- 1 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超える場合
 - (1) くじはくじ棒により行う。
 - (2) 開票立会人となるべき者の届出順位をその者の固有番号とする。
 - (3) くじは開票立会人となるべき者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れ、くじ箱から10本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の者を開票立会人の予定者（以下「予定者」という。）とする。
 - (4) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上ないときは、当該予定者をそのまま開票立会人とする。
 - (5) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる予定者ごとに次の要領でくじを行う。
 - ア 予定者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れる。
 - イ くじ箱から2本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の予定者を開票立会人とする。
- 2 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超えない場合
開票立会人となるべき者として届出があった者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、前記1(5)に準じてくじを行う。

(根拠)

専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。

第百三十七条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

議決 公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定による。

公職選挙法
(開票立会人)

第六十二条

2 前項の規定により届出のあつた者(次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該各号に定めるものの届出に係る者を除く。以下この条において同じ。)が、十人を超えないときは直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるとときは届出のあつた者の中から市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者十人をもつて開票立会人としなければならない。

一 公職の候補者(候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下この号において同じ。)が死亡したとき、第八十六条第九項若しくは第八十六条の四第九項の規定により公職の候補者の届出が却下されたとき又は第八十六条第十二項若しくは第八十六条の四第十項の規定により公職の候補者がその候補者たることを辞したとき(第九十一条第二項又は第百三条第四項の規定によりその候補者たることを辞したものとみなされる場合を含む。)。 当該公職の候補者

二 候補者届出政党の届出に係る候補者が死亡したとき、第八十六条第九項の規定により候補者届出政党がした候補者の届出が却下されたとき又は同条第十一項の規定により候補者届出政党が候補者の届出を取り下げたとき(第九十一条第一項又は第百三条第四項の規定により公職の候補者の届出が取り下げられたものとみなされる場合を含む。)。 当該候補者届出政党

三 衆議院名簿届出政党等につき第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は同条第十一項の規定による却下があつたとき。 当該衆議院名簿届出政党等

四 参議院名簿届出政党等につき第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十項の規定による届出があつたとき又は第八十六条の三第二項において準用する第八十六条の二第十一項の規定による却下があつたとき。 当該参議院名簿届出政党等

4 第一項の規定により届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項の規定にかかわらず、その者の中で市町村の選挙管理委員会がくじで定めた者二人以外の者は、開票立会人となることができない。

議案第62号

参議院議員通常選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任に関する専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和7年7月3日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

専決第16号

参議院議員通常選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙における中央区の各投票区の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任する必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年7月2日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

別紙のとおり

(根拠)

専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。

第百三十七条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。
--

議決 公職選挙法第37条第2項及び第4項並びに同法施行令第24条第1項及び第4項の規定による。

公職選挙法
(投票管理者)

第三十七条

2 投票管理者は、選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

3 衆議院議員の選挙において、小選挙区選出議員の選挙と比例代表選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会は、小選挙区選出議員についての投票管理者を同時に比例代表選出議員についての投票管理者とすることができる。

公職選挙法施行令

(投票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第二十四条 市町村の選挙管理委員会は、投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

告示 公職選挙法施行令第25条の規定による。

公職選挙法施行令

(投票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

第二十五条 市町村の選挙管理委員会は、法第三十七条第二項又は前条第一項の規定により投票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名(二人以上の投票管理者又は二人以上の投票管理者の職務を代理すべき者に交替して職務を行わせることとしたときは、これらの者の住所及び氏名並びにこれらの者が職務を行うべき時間)を告示しなければならない。

福市中選告示第 号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における中央区の各投票区の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任した。

令和7年7月14日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

別紙のとおり

議案第63号

参議院議員通常選挙における投票立会人の選任に関する専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和7年7月3日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

専決第17号

参議院議員通常選挙における投票立会人の選任について

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙における中央区の各投票区の投票立会人を次のように選任する必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年7月2日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

別紙のとおり

(根拠)

専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。

第百三十七条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

議決 公職選挙法第38条第1項の規定による。

(投票立会人)

第三十八条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、二人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

議案第64号

参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任に関する専決処分の承認を求めることについて

地方自治法施行令第137条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和7年7月3日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

専決第18号

参議院議員通常選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について

令和7年7月20日執行予定の参議院議員通常選挙における中央区開票区の開票管理者及びその職務代理者を次のように選任する必要が生じたが、急施を要し、委員会を招集する暇がないので、地方自治法施行令第137条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年7月2日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

別紙のとおり

(根拠)

専決処分 地方自治法施行令第137条第1項の規定による。

第百三十七条 選挙管理委員会が成立しないとき、委員会を招集する暇がないと認めるとき、又は地方自治法第百八十九条第二項の規定による除斥のため同条第三項の規定により臨時に補充員を委員に充ててもなお会議を開くことができないときは、委員長は、委員会の議決すべき事件を処分することができる。

議決 公職選挙法第61条第2項及び第4項並びに公職選挙法施行令第67条第1項及び第8項の規定による。

公職選挙法
(開票管理者)
第六十一条

2 開票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもって、これに充てる。

公職選挙法施行令
(開票管理者の職務代理者又は職務管掌者の選任)

第六十七条 市町村の選挙管理委員会は、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならない。

告示 公職選挙法施行令第68条の規定による。

公職選挙法施行令
(開票管理者又はその職務代理者の氏名等の告示)

第六十八条 市町村又は都道府県の選挙管理委員会は、法第六十一条第二項の規定又は第六十六条若しくは前条第一項、第三項若しくは第五項の規定により開票管理者又はその職務を代理すべき者を選任した場合には、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

福市中選告示第 号

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における中央区開票区の開票管理者及びその職務代理者を次のように選任した。

令和7年7月14日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

別紙のとおり

<参考> 議案第47号

参議院福岡県選出議員選挙における投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法について

令和7年7月20日執行予定の参議院福岡県選出議員選挙における中央区の投票所内の候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじの方法を次のように定める。

令和7年6月13日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 楠 正 信

- 1 掲載順序は、くじにより定まった順に右端から順次左に行う。
ただし、2段以上設けた場合は、右上欄から右下欄の順に、順次左に行うものとする。
- 2 くじの方法は、次のとおりとする。
 - (1) 候補者届出番号を候補者の固有番号とする。
 - (2) くじは候補者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒を用い、くじ箱から最初に取り出されたくじ棒に記載された数値に符号する固有番号の候補者を掲載順序の第1とし、2番目に取り出されたくじ棒に記載された数値に符号する固有番号の候補者を第2とする。
以下、順次くじを行い、くじ棒が取り出された順序を当該くじ棒に記載された数値に符合する固有番号の候補者の掲載順序とする。

(根拠)

議決 公職選挙法第175条第3項の規定による。

(投票記載所の氏名等の掲示)

第七十五条

3 第一項の掲示の掲載の順序は、衆議院(比例代表選出)議員の選挙にあつてはいずれの掲示の掲載の順序も同一となるように都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、参議院(比例代表選出)議員の選挙にあつては都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、その他の選挙にあつては市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに、当該選挙の公示又は告示があつた日において第八十六条第一項から第三項まで、第八十六条の二第一項、第八十六条の三第一項又は第八十六条の四第一項若しくは第二項の規定による届出をすべき時間が経過した後に行うくじで定める順序による。ただし、衆議院(比例代表選出)議員又は参議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙について当該くじを行った後、第八十六条第八項又は第八十六条の四第五項、第六項若しくは第八項の規定による届出があつた場合(これらの規定による届出のあつた公職の候補者の全員が候補者でなくなつたときを除く。)は、これらの規定の期間が経過した後市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに改めて行うくじで定める順序による。